特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	障害児福祉手当等に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は、障害児福祉手当等に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和8年10月15日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児福祉手当等に関する事務
②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、特別児童扶養手当の認定請求の受理及び認定、所得状況届の受理、内容審査、各種変更届の受理、内容審査、台帳登録事務等の支給に関する事務
③システムの名称	障害福祉システム、宛名システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
障害者福祉ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項 別表六十七　番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第38条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表六十七 主務省令第2条の表（情報照会）92、93、119（情報提供）16、19、29、42、80、125、161	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　障がい者福祉課
②所属長の役職名	障がい者福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狭山市　総務部　総務課　〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号　電話　04-2953-1111（代表）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狭山市　福祉部　障がい者福祉課　〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号　電話　04-2953-1111　（代表）

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月15日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月15日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[]接続しない（入手） []接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	障害児福祉手当等に関する事務では、以下の対策を行っている。 ・住基ネットで照会を行う際は、4情報又は住所を含む3情報が適正がどうか複数人で確認する。 ・情報連携で得た個人情報は、外部への漏洩や紛失を防ぐため、使用時以外は鍵のついた場所へ保管し、使用後は、文書として保管するもの以外はシュレッダーで処分する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の漏洩・滅失・毀損を防ぐために、以下の対策を行っている。 ・特定個人情報を含む申請書類は、使用時以外は鍵のかかる場所へ保管する ・申請書類を処分する際は、特定個人情報が含まれていないかを確認し、特定個人情報が含まれている場合は、再現が不能となるようシュレッダーで処分する ・県関係機関など、特定個人情報を含む申請書類を郵送する際は、送付の記録が残るよう簡易書留で郵送している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ関連情報 3. 評価実施機関における担当部署　②所属長	障害者福祉課長　立川　直	障害者福祉課長　宮岡　浩	事後	
平成29年1月10日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当の認定請求の受理及び認定、所得状況届の受理、内容審	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、特別児童扶養手当の認定請求の受理及び認定、所得状	事後	
平成29年1月10日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(情報照会)67、68、69	番号法第19条第7号 別表第二(情報照会)66、67、68、69、85 (情報提供)16、26、56の2、57、87、116	事後	
平成29年1月10日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	平成27年5月26日 時点	平成28年12月1日　時点	事後	
平成29年1月10日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成27年5月26日 時点	平成28年12月1日　時点	事後	
平成29年5月1日	Ⅰ関連情報 3. 評価実施機関における	障害者福祉課長　宮岡　浩	障害者福祉課長　淵泉　芳明	事後	
平成29年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	平成28年12月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成28年12月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅳ リスク対策		平成31年4月1日　時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担	障害者福祉課長　淵泉　芳明	障害者福祉課長　昔農　久美子	事前	
令和2年4月30日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事前	
令和2年4月30日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事前	
令和3年9月10日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	番号法第19条第7号 別表第二(情報照会)66、67、68、69、85 (情報提供)16、26、56の2、	番号法第19条第8号 別表第二(情報照会)66、67、68、69、85 (情報提供)9、12、15、19、26、	事後	
令和3年9月10日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担	障害者福祉課長　昔農　久美子	障害者福祉課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	Ⅱ　しきい値判断項目1．対象人数いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年9月10日	Ⅱ　しきい値判断項目2．取扱者数いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和4年7月1日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担	福祉こども部　障害者福祉課	福祉部　障がい者福祉課	事後	
令和4年7月1日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担	障害者福祉課長	障がい者福祉課長	事後	
令和4年7月1日	Ⅰ関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	狭山市　福祉こども部　障害者福祉課　〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号　電	狭山市　福祉部　障がい者福祉課　〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号　電	事後	
令和4年7月1日	Ⅱ　しきい値判断項目1．対象人数いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年7月1日	Ⅱ　しきい値判断項目2．取扱者数いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年11月30日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条	事前	
令和4年11月30日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシス	番号法第19条第8号 別表第二（情報照会）66、67、68、69、85　（情報提供）9、12、15、19、26、	番号法第19条第8号 別表第二（情報照会）66、67、68、69、85、121　（情報提供）9、12、15、	事前	
令和5年8月1日	Ⅱ　しきい値判断項目1．対象人数いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和5年8月1日	Ⅱ　しきい値判断項目2．取扱者数いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事前	
令和5年8月1日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシス	番号法第19条第8号 別表第二（情報照会）66、67、68、69、85、121　（情報提供）9、12、15、	番号法第19条第8号 別表第二（情報照会）67、68、69、85、121　（情報提供）9、12、15、19、	事後	
令和5年8月1日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表第一　第47項　　第101項　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第38条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表第一　第47項　　第101項　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第38条　第74条	事後	
令和6年11月15日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表第一　第47項　　第101項　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第38条　第74条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表六十七　　番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第38条	事後	
令和6年10月1日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二（情報照会）67、68、69、85、121　（情報提供）9、12、15、19、26、56の2、87	番号法第19条第8号　別表六十七 主務省令第2条の表（情報照会）92、93、119 （情報提供）16、19、29、42、80、125、161	事後	
令和6年10月1日	Ⅱ　しきい値判断項目1．対象人数いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年10月1日　時点	事後	
令和6年10月1日	Ⅱ　しきい値判断項目2．取扱者数いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年10月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月15日	Ⅱ　しきい値判断項目1．対象人数いつ時点の計数か	令和6年10月1日　時点	令和8年１月15日　時点	事前	
令和8年1月15日	Ⅱ　しきい値判断項目2．取扱者数いつ時点の計数か	令和6年10月1日　時点	令和8年１月15日　時点	事前	
令和8年10月15日	Ⅱ　しきい値判断項目1．対象人数いつ時点の計数か	令和8年１月15日　時点	令和8年10月15日　時点	事前	
令和8年10月15日	Ⅱ　しきい値判断項目2．取扱者数いつ時点の計数か	令和8年１月15日　時点	令和8年10月15日　時点	事前	